

太陽誘電グループ[°]

グリーン調達基準

制定 2001年12月1日
改訂 2021年7月 (Ver21)

太陽誘電グループ[°]

1. はじめに

太陽誘電グループは、環境保全活動の最重点課題の一つとして、「環境負荷の少ない製品の提供」を推進しておりますが、この実現には、製品を構成する材料、部品等あるいは、その製造過程において、環境に影響の少ない部品、材料、副資材等（以下部材という）の調達が不可欠です。また、お取引先様自身の環境保全に対する積極的な取組み姿勢も、製品購入にあたっての重要な判断要素であると考えています。

環境に対する配慮の行き届いたお取引先様から環境負荷の少ない部品や材料などを優先的に調達することをグリーン調達といいます。太陽誘電グループでは価格・納期・品質という従来の指標に加えて環境の面も考慮して、環境保全に積極的なお取引先様から環境に配慮した部材を優先的に調達していきます。

本基準は、太陽誘電グループが調達する材料、部品等の調達に関して最低限遵守して頂きたい基準を示しています。

また、本基準は、今後の法規制や社会動向により適宜改訂いたします。

2. 適用範囲

太陽誘電グループおよび太陽誘電グループが設計・製造委託した者が調達する部品、材料、その他の物品を対象とし、この基準を満たすことを必要とします。太陽誘電グループ会社一覧を巻末に添付します。

対象部材：例示

(1) 部品

・電気部品、機構部品、半導体デバイス、プリント配線板、機能ユニット、モジュール、ボード Assy、等

(2) 材料

・セラミック配合材料、樹脂、半田、接着剤、ペースト、インク、線材などの製品構成材料。

・バインダー、溶剤等の製品製造工程で使用する材料。

(3) 工程部材

・スクリーン、カットブレード、ペットフィルム等、製品の製造に用いる部材、治工具等。

(4) 副資材

・包装材料（当社製品を梱包する目的の包装材）

トレイ、リール、スティック、袋、緩衝材、段ボール、ステープル、結束バンド、テープ、ラベル、印刷インク・塗料など。

・取扱説明書（太陽誘電グループが販売する製品に添付するもの）等

3. 用語の定義

(1) 環境関連物質

環境や人の健康管理に影響を与える物質で、法規制や自主基準により管理すべき物質。

（以下、太陽誘電グループが指定する物質をいう）

(2) 禁止物質

製品に含有することを禁止している物質（物質とその用途により即時禁止するもの）。

適用する法規制・業界指針・条約等で禁止、または制限された物質、および顧客が制限をしている物質をいう。

意図的添加、工程からの混入・付着、特性に影響する不純物の含有は禁止される。

閾値が設定されている場合、不純物であっても閾値以下でなければならない。

(3) 限定物質

原則含有禁止とする。現状使用されており、即時の禁止が困難である、又は、代替物質が無い等の理由がある場合に、用途を限定して使用を認める。

設計変更や代替物質への変更により速やかに切替えを行わなくてはならない。

(4) 管理物質

製品中の含有量を管理すべき物質。

（製品に含有する場合には、取引に際し物質の種類と含有量を提示して頂きます。太陽誘電グループでは、製品への使用量を管理すると共に、法規制や環境動向をみて必要に応じ削減していく方針です）。

(5) 含有

物質が意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部品・デバイスまたは、それらに使用する材料に、添加、充填、混入または付着し残存することを言う（加工プロセスにおいて意図せずに製品に混入または付着し残存する場合を含む）。

(6) 意図的添加

製品に特定の特徴、外観、品質を提供するために、材料や部品の組成として計画的に化学物質を使用すること。

(7) 不純物

天然素材中に含有される工業材料としての精錬過程で技術的に除去しきれない物質、または合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質をいう。

但し、「不純物」と呼ばれるものを素材の特性を変える目的で使用する場合は、「意図的添加」として扱う。

また、この基準において、閾値が設定されている場合については、部品、材料等に当該環境関連物質が不純物として存在する場合であっても、その濃度は当該設定閾値を超えてはならない。

(8) 均質部位

全体にわたって均質な組成である材料、部位。または解体できないか、機械的手段（回して外す、切断する、押しつぶす、砕く、研磨する等）によって、異なる材料に分けることができない材料、部位。

(9) 成形品（アーティクル）

成形品とは、「生産の間に、その化学組成よりも大きくその機能を決定する、特定の形状、表面またはデザインを与えられた物体を意味する（EU の REACH 規則 第 3 条 3 項）

例： パソコン、テレビ、携帯電話、電子部品、コンデンサー、フィルター、ランプ等。

(10) 物質・混合物

物質とは、「化学元素および自然の状態においてまたは何らかの製造プロセスによって得られたそれらの化合物」を意味し、「その物質の安定性を保持するのに必要なあらゆる添加物および用いられたプロセスから生じたあらゆる不純物を含むが、その物質の安定性に影響することなく、またはその組成を変えることなく分離され得るあらゆる溶剤は除外する」（EU の REACH 規則 第 3 条 1 項）

例： メタン、ヒドロカーボン、硫酸、エタノール、炭酸カルシウム、二酸化ケイ素、金属（例えば銅、アルミニウム）
混合物とは、「2 以上の物質からなる混合物または溶液」を意味する（REACH 規則 第 3 条 2 項）。

例： 塗料、潤滑剤、接着剤、洗浄液、合金（例えば、鉄鋼、真鍮）

(11) SVHC（Substance of Very High Concern）

REACH 規則の 付属書 XIV に記載される可能性のある高懸念物質。

発がん性、難分解性、生物蓄積性が極めて高い特性を有するような物質。

4. グリーン調達基準の基本的な考え方

太陽誘電グループのグリーン調達基準は、①お取引先様における環境関連物質の管理体制の基準、②部材の環境配慮に関する基準の 2 つから構成されています。また、新規にお取引を開始するに先立ち、お取引先様と「環境保護に関する覚書」（様式 6）を締結することにより、太陽誘電グループの環境保護に対する取り組みに同意していただきます。

4.1 環境関連物質管理体制の基準

(1) 太陽誘電グループでは、禁止物質が部材に含有されない為の環境関連物質管理体制を有しているお取引先様と優先的に取引をさせていただきます。

具体的には、

- ・お取引先様のご購入される材料・資材に有害化学物質の含有がないことを確実にする管理体制があること。
 - ・工程において、有害な化学物質が発生、混入しない管理ができていないこと。
 - ・太陽誘電グループに納入する部材において、有害化学物質が含まれないことを保証する体制があること。
 - ・含有物質に関する変更がある場合、事前に太陽誘電グループに承認を得る仕組みがあること。
 - ・含有物質に関して異常が発生した場合、すみやかに太陽誘電グループに報告する仕組みがあること。
- などです。

(2) 管理体制の調査

製品含有化学物質の管理体制については、新規にお取引を開始時のほか定期的（2年に1度程度）に評価させていただきます。具体的には様式5「グリーン調達評価表」を用いた自主監査での確認をお願いいたします。また必要により貴社工場の訪問監査を実施させていただきますので、太陽誘電グループ担当部門から協力要求があった場合は監査対応をお願いいたします。

(3) 管理体制の評価

グリーン調達評価表については評価点数に基づき、表1の様に環境格付けし、部材調達に反映させていただきます。

表1 お取引先様の環境格付け

評価結果	採点	判定
Sランク	96～100点	優良レベル
Aランク	80～95点	推奨レベル
Cランク	60～79点	改善フォロー
Dランク	必須条件未達	推奨不可

4.2. 部材の環境配慮に関する基準

- (1) 太陽誘電グループでは、調達部材に含有する環境関連物質については、禁止・限定・管理の3つの区分に従い管理しています。お取引先様においては、禁止・限定物質の含有が無いことを保証していただきます。また、禁止物質は含有して無いが、限定物質を含有している場合は様式1、様式3、及びchemSHERPAにて申告をお願いいたします。
- (2) 管理物質は含有を禁止するものではありませんが、将来の規制動向を踏まえて太陽誘電グループが含有量を把握しておくべき物質です。含有がある場合は、成分表、様式3、及びchemSHERPAにて報告をお願いいたします。
- (3) 環境関連物質の指定、例示物質を表3に示します。主要な法規制、条約、業界指針等（7. 適用する法規制、および、業界標準参照）に基づき制定していますが、全ての物質を網羅しているわけではないので、正確には最新の規制を確認ください。また、これらの規制に適合するよう管理をお願いいたします。
- (4) 貴社からの情報を元に当社顧客へ情報提供しますので、記載事項や提供する情報に記載漏れや偽り等が無い様、正しい情報を記載いただくようお願いいたします。

5. 要求事項とご提出いただく資料について

環境関連物質管理体制及び部材の環境関連物質情報を提供いただきます。提出頂く資料、および提出時期を表2に示します。提供いただいた情報は太陽誘電グループ内で機密保持に十分配慮した上で評価させていただき、調達の判断要素の一つとさせていただきます。また、環境関連物質の含有情報につきましては、太陽誘電グループ内での管理や、顧客からの調査対応に活用させていただきます。具体的な運用は以下の通りとなります。

5.1 新規取引開始時

新規に取引を開始するにあたり、「環境保護に関する覚書（様式6）」、および「グリーン調達評価表（様式5）」を提出いただきます。太陽誘電グループの環境への取り組みに同意いただくとともに、環境関連物質の管理体制について自己評価をお願いいたします。

必要により貴社工場の訪問監査を実施させていただく事があります。太陽誘電グループ担当部門から協力要求があった場合は監査対応をお願いいたします。

5.2 新規部材認定時、仕様変更時

新規部材認定、仕様変更時には、禁止物質の非含有の保証、および含有化学物質に関する情報伝達をお願いいたします。

- (1) 様式1「禁止物質不含有保証書」を記載し仕様書に添付してください。部材によっては、様式4「ハロゲン元素（塩素・臭素）含有基準保証書」の提出もお願いいたします。

- (2) 禁止・限定・管理物質の有無を明確にし、部位毎の含有を様式 3 「環境関連物質調査表」に記載し、含有物質は含有濃度・確認方法・用途を明記して提出ください。
 なお、不含有証明欄は、該当欄にチェックをお願いいたします。限定物質含有の場合は物質No.を記載してください。
- (3) 成分表を提出ください。構成成分は原則合計 100%とし、CAS No.を必ず記載してください。機密事項等、非開示成分がある場合は部位 10%未満の範囲でその他として記載してください。

■ 部材・原材料の構成成分表記

- ・樹脂/インク/マーカー等は硬化前の構成成分表を提出いただきます。
- ・ただし、当社より個別に要求があった場合は納入サプライヤーの一般的な推奨条件で乾燥・硬化させた後の成分構成表の提出をお願いします。
- ・表 3 に示した当社指定の環境関連物質（禁止、限定、管理物質）については、その他に含めることなく記載してください。

- (4) chemSHERPA による含有化学物質情報の提供をお願いいたします。

※ chemSHERPA

経済産業省主導で作成された製品含有化学物質の情報伝達スキーム。
 IEC62474 に準拠している。

■ chemSHERPA ホームページ

<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/>

データ作成支援ツールやマニュアル、利用ルールなどの文書をダウンロードできます。

* 操作や記入方法方法については上記ホームページから入手したマニュアルを参照し正しく記載してください。

- ・chemSHERPA 管理対象物質リストは定期的に改定されます。改定毎に更新が必要となります。
- ・管理対象物質リストに記載されている物質が含有している場合、もれなく報告してください。
- ・成分情報、及び遵法判断情報を必ず入力してください。
- ・成分情報は原則、構成材質毎の含有率が 100%となるように記載し、**秘匿情報(構成部位 10%未満)を除きできる限り全成分開示としてください。**
- * chemSHERPA のツールバージョンは最新版を利用してください。
- * Article flag を確認してファイル形式は V2 形式で作成・提出してください。
- * 成成品は chemSHERPA_AI を用いて報告をお願いします。記載する情報は「成分情報」「遵法判断情報」及び、SVHC が含有する場合は SCIP 情報の伝達に必須となる「成分情報」「遵法判断情報」及び「アーツィクルカテゴリ」等の項目を入力して提出してください。

- (5) 部材高精度分析レポートの提出をお願いいたします。分析対象物質、対象部材を表 5 に示します。

複数の均質部位からなる部材の場合は均質部位毎にて分析を行ってください。

試験所は、原則として ISO17025 認証試験所で行い、分析レポートの言語は英語とし、母国語表記の場合は必ず英語の併記を行う事。

分析基準を表 6 に示します。この基準に従い分析をお願いいたします。

レポートには下記の事項について明記してください。

- ① 前処理法 : 公定法を使用した場合はその名前を、公定法と異なる方法の場合はそれを示してください。カドミウム、鉛、水銀、アンチモン、ベリリウム、砒素の前処理については、完全に溶解して溶液化された旨を「完全溶解した」と必ず明記してください。
- ② 分析方法 : 分析法名あるいは公定法名を記入してください。
- ③ 分析者名、分析責任者名、分析機関名
- ④ 分析日
- ⑤ 分析結果 (ND の場合は、分析方法の検出限界を明記すること)
- ⑥ 分析フローチャート
- ⑦ 分析を行った検体の画像

- (6) 「紛争鉱物（3TG）含有調査表」の提出をお願いいたします。
紛争鉱物（錫、金、タングステン、タンタル）を含有している部材については別途依頼により最新の「RMI/CMRT調査表」の提出をお願いいたします。
- (7) 欧州化学機関（ECHA）より毎年 SVHC（高懸念物質）が公表されます。SVHC 含有について報告をお願いいたします。
- (8) 物質・混合物については、MSDS、または SDS の提供をお願いいたします。

5.3 資料の更新について

含有化学物質の維持管理のため、以下の場合に提出済み資料の更新をお願いしています。当社の要求があった場合には、調査表の更新・再提出をお願いいたします。

(1) 定期更新・及び当社要求時

- ・グリーン調達評価表：2年に1回調査を行います。
- ・高精度分析レポート：有効期間が分析完了日より1年ですので、毎年の更新をお願いいたします。
- ・SVHC調査表：欧州化学機関（ECHA）より半年に1回の頻度でリストが改定されます。その都度SVHCの含有調査を行います。SVHCが決定されると当社顧客より含有調査がありますので、SVHCの候補物質が決まった段階で調査をいたします。
- ・材料規格等の詳細情報：当社納入先の要求により、車載系関連ではない部品・製品においてもIMDS*へ登録を求められます。当社要求時にはIMDS登録に必要な情報提供をお願いいたします。

*IMDS = 「 International Material Data System 」

(2) グリーン調達基準の改定時

本グリーン調達基準は、法規制の動向や顧客要求の変化に応じて適時、禁止・限定物質、管理物質の見直し等の改定をすることがあります。改定時には、「環境関連物質調査表（様式3）」等の再提出をお願いいたします。

(3) お取引先様での設計・工程変更時

お取引先様にて、当社購入部材の設計、製造条件の変更（材料変更、生産場所、工程変更、材料購入先の変更を含む）する場合には、事前に申請、承認が必要になります。その際には、「部材仕様変更依頼書」または「変更事前連絡書」の提出と合わせて、「禁止物質不含有保証書（様式1）」「環境関連物質調査表（様式3）」等の提出をお願いいたします。

(4) その他

chemSHERPA ツールや管理対象物質リストが更新された場合、提出いただいたデータの更新が必要になる場合があります。当社からの要求があった場合は、更新されたデータの再提出をお願いいたします。

表2 提出資料一覧表

	対象部材	資料	取引 開始時	部材 認定時	更新 提出	備考	
体制	-	環境保護に関する覚書：様式 6	○	-	-		
		グリーン調達評価表：様式 5	○	-	1 回/2 年		
部材	物質・混合物 /成形品 共通	禁止物質不含有証明書 ：様式 1、様式 4	-	○	-	ハロゲン不含有保証は様 式 4 を用いる	
		環境関連物質調査表：様式 3	-	○	当社要求時		
		成分表 (お取引先様の様式、または当社 推奨様式)	-	○	当社要求時	「その他・機密」等の非開 示成分は構成部位単位で 10%未満とすること。	
		IMDS 登録に関する調査表 (詳細情報調査)	-	-	当社要求時	IMDS への登録に必要な 情報を確認するための調 査表	
		chemSHERPA	-	○	当社要求時	物質リスト更新対応	
		分析レポート (部位毎)	製品構成部材	-	○	1 回/年	
			工程部材	-	○	- * ¹	
	包装材料		-	○	1 回/年		
		SVHC 調査表	-	○	2 回/年	SVHC 候補発表に合わせて 個別に発行し、調査しま す。	
	物質・混合物	MSDS または、SDS		○	-	改定時は提出	
個別部材	紛争鉱物 (3TG) 含有調査表 RMI/CMRT 調査表			○	当社要求時		

- ・基準改定等により太陽誘電グループから要求があった場合は、上記一覧表の提出要求頻度にかかわらず各種調査資料の提出をお願いいたします。
- ・分析レポートは提出時点において、過去 1 年以内に分析を実施したものとします。
- ・*¹ 製品に影響を与える工程部材については、定期的に分析レポートの提出を要求する場合があります。

5.4 部材に使用される材料

部品・材料・副資材に使用される再生樹脂、被覆線材（マグネットワイヤーを除く）はソニー様が認定するグリーンパートナー（以下 GP と言う）認定原材料取引先から調達する必要があります。再生樹脂、被覆線材の使用がある場合は、「禁止物質不含有保証書（様式 1）」中にて GP ID、GB 番号の記載をお願いいたします。但し、販売拠点において使用する部材は対象外とします。

5.5 部品・材料・副資材を納入する際に使用する包装材・梱包材

太陽誘電グループに納入する部品・材料・副資材へ禁止・限定物質が「混入・汚染」されることの無いように、包装材や梱包材についても各お取引先様にて管理をお願いいたします。
太陽誘電グループから禁止・限定物質不含有証明の確認要求があった場合には資料の提出をお願いいたします。

5.6 提出書類の保証

お取引先様が部材の新規納入時または変更品の初回納入時には、該当部材を納入する前にあらかじめ表2に記載の書類を太陽誘電グループに提出し、その記載内容の通りであることを保証していただきます。

また、納入した部材が禁止物質に該当する場合、または部材に禁止物質が含有していることを知った場合、太陽誘電グループに直ちに書面にて通知していただくとともに、太陽誘電グループの指示に従い速やかに是正処置をとっていただきます。

本項の保証は、お取引先様が第三者より売買、請負その他形態を問わず部材の全部又は一部を構成する資材（以下「調達品」という）の調達を行っている場合においても、当該調達品に関して部材同様の責任を負うものとします。

6. 個別に保証していただく物質

太陽誘電グループの顧客要求により、法規制の有無に関わらず含有基準を保証していただく場合があります。この場合は、部材個別に依頼させていただきます。

また、購入品を当社海外生産拠点で使用する場合、各国の法規制を遵守することが必要です。輸出入にあたり、新規化学物質の届け出が必要な場合、当該国の新規化学物質の含有有無を調査、確認をさせていただきます。

7. 適用する法規制、および、業界標準

太陽誘電グループが定める禁止物質、限定物質、管理物質を表3に示します。

表3に記載されていない物質についても下記の法規制、業界標準に関して遵守をお願いいたします。

7-1 法規制

主な国の法令、指令、及び条約

日本	化学物質の審査及び、製造等の規制に関する法律	労働安全衛生法 施行令
	毒物及び劇毒物取締法	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
	輸出貿易管理令	地球温暖化対策の推進に関する法律
EU	RoHS 指令 欧州議会及び評議会の指令 2011/65/EU 及び(EU)2015/863	
	包装及び包装廃棄物に関する指令 94/62/EU	REACH 規制 SVHC 付属書 XIV、付属書 XVII
	CLP 規則 付属書 VI Table3.2 CMR – cat. 1、2	
	家庭用品安全性向上法 2005/84/EC	EU 電池指令
独	GS マーク認証	ダイオキシン法令
米国	TSCA SNUR 米国有害物質規制法の重要新規利用規則	
	包装材重金属規則	カリフォルニア州 プロポジション 65
	CPSAI : Consumer Product Safety Improvement Act. 消費者製品安全性改善法	
	カリフォルニア州 より安全な消費者製品規則	
中国	中国版 RoHS : 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法	電池製品水銀含有量の制限に関する規定
韓国	韓国版 RoHS : 製品含有化学物質	
カナダ	2012 年 有害物質規制 (Prohibition of Certain Toxic Substance Regulations, 2012)	
条約	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 POPs 条約 付属書 A、B、C、	

* 上記記載以外の輸出入国の法令・指令も確認し遵守すること。

7-2 業界標準

chemSHERPA : 管理対象物質リスト

GADSL : Global Automotive Declarable Substance List 自動車業界の物質リスト

IEC62474 : 国際電気標準会議

太陽誘電グループ会社一覧

No.	国	会社名
1	日本	太陽誘電株式会社：JTY
2		和歌山太陽誘電株式会社：JWTY
3		福島太陽誘電株式会社：JFTY
4		太陽誘電ケミカルテクノロジー株式会社：JCTY
5		太陽誘電テクノソリューションズ株式会社：JTTY
6		新潟太陽誘電株式会社：JNTY
7		太陽誘電エナジーデバイス株式会社：JETY
8		太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社：JMTY
9	韓国	韓国慶南太陽誘電株式会社：KKTY
10	マレーシア	TAIYO YUDEN (SARAWAK) SDN.BHD.：MSTY
11	フィリピン	TAIYO YUDEN (PHILIPPINES) INC.：PTY
12	中国	太陽誘電（廣東）有限公司：CGTY

グリーン調達基準改定履歴

制定改訂日	改定内容
2001.12.01	新規制定
2002.10.01	「グリーン調達 Version 2」発行。(顧客規制に合わせて全面改訂)
2003.04.01	「グリーン調達 Version 2」改発行。
2003.12.01	「グリーン調達 Version 3」発行。(顧客規制に合わせて基準値見直し)
2004.07.01	「グリーン調達 Version 4」発行。(Cd、Pb、Hg、Cr+6等の測定基準見直し)
2004.12.01	「グリーン調達 Version 4 一部改定運用版」発行。(顧客要求により、測定物質に PBB、PBDE 追加及び Cd、Pb、Hg、Cr+6等の許容濃度の見直し)
2005.03.02	「グリーン調達 Version 4 一部改定運用版-2」発行。(測定データの記載事項追加)
2005.06.01	「グリーン調達 Version 5」発行。(一部改定運用版の内容を本文に記載。禁止物質に「ポリ塩化ターフェニル (PCT)」追加。)
2006.06.01	「グリーン調達 Version 6」発行。 環境関連物質の管理区分と用途を見直した。
2007.06.11	「グリーン調達 Version 7」発行。(物質の見直し及び分析を6価クロム、PBBs、PBDEsにした。)
2008.05.16	「グリーン調達 Version 8」発行。主な改定内容 <ul style="list-style-type: none"> ・「全廃物質」の表現を「限定物質」に変更。 ・No.3 鉛の外部電極・リード端子等・<1000ppm⇒<800ppm。(顧客基準が<800ppmであること及び市販の鉛フリー半田の基準が<500ppmであることから、<800ppmは可能と判断した)。また、鉛の限定物質に合金を追加。 ・No.26、その他有機錫化合物を追加。(顧客基準) ・No.66、禁止物質に赤リン、特定有機リン化合物追加(顧客基準) ・No.67、天然ゴムを製品含有禁止とし、限定物質に追加。(顧客基準) ・No.9、30、39、40、に表現追加。 ・不使用⇒不含有に表現変更。不使用証明書(量産用)は環境関連物質調査表に統合。 ・EUのREACH規制対応のため、提出書類にMSDSplus、AISシートを追加。 ・6価クロム分析で、総クロム分析で代替する場合の条件追加。 ・様式1,2,3,4,5の表現変更。
2009.05.29	「グリーン調達 Version 9」発行。主な改定内容 <ul style="list-style-type: none"> ・適用法令等に、REACH規制、2009/251/EC、CPSIA、POPs、中国版RoHS、韓国版RoHSを追加。 ・測定基準にIEC62321追加 ・定期更新データは「測定データ」のみとした。 ・6項、個別に保証していただく物質を追加、様式4追加(ハロゲン(塩素・臭素)含有基準 ・表3、26.その他有機錫化合物は禁止→限定とした。62.アンチモン及びその化合物の限定に適用除外を設けた)。禁止に63.PFOSF、65.PFAS、68.フマル酸ジメチル、69.マスクキシレンを追加。80.ビスフェノールAを削減に追加。様式3から、No.81以降の管理物質を削除。(AIS、MSDSplusに吸収) ・様式1,2,3表現一部修正

制定改訂日	改定内容
2010.05.29	<p>「グリーン調達 Version 10」発行。主な改定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表 3 26.トリブチルスズ化合物/トリフェニールスズ化合物→三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ化合物、トリフェニールスズ化合物を含む)に変更。 26a.ジオクチルスズ化合物を制限物質で追加 60.フタル酸ジ-<i>i</i>-ブチル (DIBP) を追加 66.ペルクロラト類→過塩素酸塩に変更。67.赤リン、有機リンを禁止から限定に変更(複合インバータトランス、基板で難燃剤として使用していることが判明したため)。70.Ugilec141、71.Ugilec121、72.DBBT を禁止物質に追加。 ・表 3 変更に合わせて様式 3 も変更。 ・様式 1、様式 2 を統合 ・太陽誘電グループ会社一覧を追加。 ・その他一般的に語句の修正、表現を明確にした。
2011.05.31	<p>「グリーン調達 Version 11」発行。</p> <p>主な改定内容・表 2 提出資料一覧表 分析データ提出を製品構成部材と包装材料にした。 SVHC 調査表を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表 3 26. ジブチルスズ化合物を禁止⇒限定に変更した。 ジブチルスズ/ジオクチルスズ/その他有機錫化合物：包装材料は<1000ppm を追加した。 28. 温室効果ガスを限定とした。(当社製品含有禁止) 30. 特定のアミン化合物の CASNo.を明記した。 61. その他フタル酸エステル類を削減⇒限定とした。(当社製品含有<1000ppm) 電池・電池パックの基準を追加した。 ・SONY 様指定原材料の表現を変更した。
2012.05.07	<p>「グリーン調達 Version 12」発行。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限定から禁止：No.3：低電圧コンデンサのセラミック中の鉛 ・禁止に追加：No.71：2, 4-ジニトロトルエン (2,4-DNT) ・限定物質追加：No.41a：コバルト及びその化合物 ・禁止日追加：No.60：特定フタル酸、No.40b：HBCDDs ・削減物質追加：No.73：ビスマス及びその化合物 ・No.70、71 削除 (No.52、53 と重複のため)
2013.05.17	<p>「グリーン調達 Version 13」発行。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お取引先様の環境格付けに S ランクを追加。 ・紛争鉱物調査表 (EICC 調査表) を追加 ・発泡スチロールを削減物質に追加。 ・EU RoHS 指令No.修正、説明追加 (3 項(3)、表 3 注記)、その他誤字修正等
2014.06.01	<p>「グリーン調達 Version 14」発行。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デンマークのフタル酸エステル規制、EU-RoHS 制限物質追加動向などから、HBCDD、DBP、DEHP、BBP、DIBP 及び他 4 フタレート限定から禁止物質とした。 ・法規制となるジイソシアネートを限定物質とした。 ・包装材のハロゲンフリー化に向けてハロゲン (Cl, Br) を限定物質とした。 ・その他幾つかの許容濃度を見直した。 ・上記に伴い、本文、表 3、様式 3 を修正した。 ・様式 5 (グリーン調達評価表) に併行生産確認項目追加及び文言修正等。

制定改訂日	改定内容
2015.07.01	<p>「グリーン調達 Version 15」発行。主な改定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4.2.2 項 分析をお願いする物質： 特定フタル酸、ハロゲン物質、As、Be、HBCDD、PFOS、PFOA、を追加。また分析基準（前処理、分析方法等）を改定追記。 ・5.2 項 部材の環境配慮に関する基準： 部材の新規認定及び AIS、MSDS-plus の改定が行われ当社要求があった場合は、提出及び再提出をお願いする。 ・7 項目 各国の法令、指令、及び条約： 「カナダ 2012 年 有害物質規制」を追加。 ・表 3 製品に含有する環境関連物質の指定： PAHs の禁止・限定物質の例示（CAS No 表記）と閾値の改定、禁止フタル酸の追加、「BNST、N-ヘキサン、アルキルフェノール類」を禁止物質追加。 ・様式 1「禁止物質不含有証明書」及び「環境関連物質調査表」中の証明書を保証書へ変更。 ・禁止、限定物質の追加改定に伴い各種調査表の改定追記。 ・太陽誘電グループ会社名の一部拠点名称変更。
2016.07.01	<p>「グリーン調達基準 Version 16」発行。主な改訂内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲に工程部材を追記。 ・用語の定義に意図的添加、均質部位を追記。不純物の誤りを訂正。 ・削減物質と管理物質を統合し、管理物質とした。 ・表 3 を禁止物質、限定物質、管理物質の 3 表にわけた。 ・いくつかの物質に閾値を新規に設定。 ・管理物質にビスフェノール、エポキシ樹脂等、6 物質群を追加。 ・表 3 の改訂に合わせて、様式 3 の改訂。
2017.07.01	<p>「グリーン調達基準 Version 17」発行。主な改訂内容。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表 3 禁止物質 ひ素： 合金中のひ素の閾値の設定。 ・表 3 禁止物質 塩素系有機溶剤： 例示物質に HCBd を追加。 ・表 3 禁止物質 塩素化パラフィン： 例示物質に SCCP、MCCP を記載 ・表 3 管理物質 シロキサン、トリメトリット酸無水物、NMP を追加。 ・表 6 分析基準 六価クロム、PBB、PBDE、4 フタレートの分析基準として IEC 規格を記載。 ・様式 3 入力フォームにアラーム機能を追加。
2018.07.01	<p>「グリーン調達基準 Version 18」発行。主な改訂内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達スキームを AIS/MSDSplus から chemSHERPA に変更。 ・鉛に関する RoHS 適用除外用途で、管理物質となっていた合金中の鉛を限定物質に変更。 ・REACH の用語に合わせて、「調剤」を「混合物」に変更した。
2019.07.22	<p>「グリーン調達基準 Version 19」発行。主な改訂内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5.2 項 分析レポートは英語、又は母国語と英語併記を追加。 ・表 3 禁止物質リストの「プリント配線基板に用いる・・・鉛」の閾値を変更 ・表 3 禁止物質リスト ベリウム化合物の除外用途に、接点、コネクタ、展伸材(ばね)等を追加。 ・分析基準 PFOS/PFOA の前処理法と分析方法を CEN/TS15968 規格へ変更。及び定量下限値を ppb オーダーへ変更。 ・環境関連調査表 様式 1 と様式 3 の選択する保証・記載内容表記の見直し。
2020.07.30	<p>「グリーン調達基準 Version 20」発行。主な改訂内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5.3 項 IMDS に対応する情報の開示要請を追加。 ・表 2 成分表の提出頻度に「当社要求時を追加」および、「成分構成詳細」を追加して IMDS 登録に使用する情報の提供を追加。 ・禁止物質に指定されていた「BNST」を管理物質に変更。 ・電池に関する基準を EU 電池指令と顧客要求に準じた適用と閾値に変更。 ・その他、語句の統一
2021.07.30	<p>「グリーン調達基準 Version 21」発行。主な改訂内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5.2 項 (3) に成形品の構成成分表記方法の注意事項を追記。 ・同 (4) chemSHERPA SCIP 情報の提出要請を追記。 ・表 3 禁止物質・及び限定物質に米国 TSCA_PBT 物質を追加。 ・表 3 禁止物質に POPs 条約で規制予定の PFHxS を追加。 ・太陽誘電グループ会社名の一部拠点を削除。